ん耐大耐燥瓦又ハリンカータイルヲ質類代償トシテ職工側
ニ與ヘ自由ナル処分ヲナサシムルコト。 2. 今後本国ニ於テ直
接ニ務ヲ執リ黒田ノ干渉ヲ許サヽルコト。 3. 將来ハ毎月
現金ヲ以テ労賃支払ヲ為スコト。

（協調會勞働課）